
川北町立川北小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月 改定

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校は、「みんな幸せで楽しめる 生活しやすい学校」(児童会目標)を目指し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、以下の基本理念に基づき、いじめの防止等の対策を行う。

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめ問題には、学校組織全体で対応する。特定の教職員が抱え込むことなく、チームとして早期発見・早期対応・早期解消に取り組む。
- 「子どもの最善の利益」を第一に考え、児童の尊厳を保持する対応を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ※好意から行った行為であっても、意図せず相手を傷つけた場合も含まれうることに留意する。

第2章 いじめ防止等のための組織

1. いじめ問題対策チーム(常設組織)

いじめの未然防止、早期発見、事案対処を実効的に行うため、校長を責任者とする「いじめ問題対策チーム」を常設する。

- 構成員: 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー(SC)、いじめ対応アドバイザー。
- 役割
 - 基本方針の策定・見直し
 - 定期アンケート等の実施・分析
 - いじめの疑いに関する情報の集約と対応方針の決定

重大ないじめ事案が発生した場合等は、関係機関(教育委員会、警察、医療機関、弁護士等)や専門家を加えたチームを組織し、解決にあたる。

第3章 いじめの未然防止

1. わかる授業・居場所づくりの推進

全ての児童が活躍できる授業づくり、自己有用感を高める活動を推進する。「トークタイム」等の対話的な活動を通じ、児童相互の良好な人間関係を構築する。

2. 道徳教育・人権教育の充実

道徳科の授業を要として、生命の尊さや相手を思いやる心を育む。「いじめは絶対に許さない」という意識を、全教育活動を通じて徹底する。また、いじめの傍観者にならず、止める・支える力を持つことの重要性を指導する。

3. 情報モラル教育(GIGAスクール対応)

Chromebook等の1人1台端末の正しい活用方法を指導する。SNS等でのトラブルを防ぐため、外部講師を招いた教室や、学級活動での指導を計画的に実施する。

第4章 いじめの早期発見

1. 定期的な調査の実施

- 生活アンケート: 年間5回実施する。(1・2学期2回、3学期1回)
- 教育相談: 教育相談週間を設け、全児童との面談を実施する。
- ハイパーQU等: 児童の学校適応感や学級の状態を把握し、学級経営に活かす。

2. 日常的な観察と情報共有

- 「いつもと様子が違う」「元気がない」「欠席が続く」等のサインを見逃さない。
- 気付き等の情報は、些細なことでも必ず「いじめ問題対策チーム」へ報告し、職員間で共有する。
- 家庭における変化(衣服の汚れ、所持品の紛失、身体の不調の訴え等)についても保護者と連携して把握に努める。

第5章 いじめ事案への対処

1. いじめ発見・通報時の初動

いじめ(またはその疑い)を発見した教職員は、一人で抱え込まず、直ちに管理職及びいじめ問題対策チームに報告する。被害児童の安全確保を最優先に行う。

2. 事実関係の調査

被害児童、加害児童、周辺児童から聴き取りを行う。聴き取りは、記録の正確性と客観性を保つため、原則として複数の教職員で行う。また、先入観を持たず、公平・中立な姿勢で事実確認を行う。

3. 指導・支援

- 被害児童への対応:「あなたの味方である」ことを伝え、徹底して守り抜く。SC等と連携し心のケアを行う。
- 加害児童への対応: いじめが許されない行為であることを理解させ、反省を促す。必要に応じて、別室指導や出席停止措置等も含めた毅然とした対応を行う。
- 保護者への対応: 家庭訪問等により事実関係を丁寧に説明し、学校と家庭が連携して解決に取り組めるよう協力を求める。また、保護者間での争いが起きないように、情報の共有や調整に配慮する。

4. いじめの解消

いじめが解消したと判断する要件は、以下の2つが満たされていることとする。

1. いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間(少なくとも3か月)継続していること。
2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。※解消後も、継続的な見守りを行う。

第6章 重大事態への対処

1. 重大事態の定義

以下のいずれかに該当する場合は「重大事態」として扱う。なお、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」が生じた段階から調査等の対応を開始する。

1. 第1号(生命心身財産重大事態): いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
(例: 自殺企図、骨折等の大怪我、精神性疾患の発症、金品の重大な被害など)

2. 第2号(不登校重大事態): いじめにより、児童が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

※連続して欠席している場合は、30日に達する前であっても迅速に調査に着手する。

2. 重大事態への対応

- 報告: 重大事態の疑いが生じた段階で、直ちに川北町教育委員会に報告する。
- 調査組織の設置: 教育委員会の指導・助言の下、学校の下に調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。公平性・中立性を確保するため、第三者の参加を図るよう努める。
- 保護者への説明: 調査開始前に、調査の目的・方法・スケジュール等を被害児童及び保護者に丁寧に説明し、理解を得る。
- 調査結果の提供: 調査結果については、被害児童及び保護者に対して適切に情報提供を行う。

第7章 学校評価と見直し

本基本方針は、年度末に「いじめ問題対策チーム」を中心に見直しを行い、次年度の実情に合わせて改訂する。学校ホームページ等で公開し、保護者や地域への周知を図る。

【相談窓口】

いじめや悩みがあるときは、一人で抱え込まずに相談してください。

- 川北小学校: 0761-51-0054
- 24時間子供**SOS**ダイヤル: 0120-0-78310(なやみ 言おう)
- 子どもの人権**110**番: 0120-007-110
- 石川県教育委員会 24時間子ども**SOS**相談テレホン: 076-298-1699
- 石川県警少年サポートセンター いじめ**110**番: 0120-617-867
- チャイルドラインいしかわ: 0120-99-7777(毎日16:00～21:00)